

## 消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の認可について

船橋新京成バス株式会社(本社:千葉県鎌ヶ谷市 代表取締役社長:足原 潤一)は、2019年9月5日、国土交通大臣より、2019年5月27日付で申請しておりましたバス運賃改定の認可を受けました。認可内容は以下の通りです。

### 1. 認可内容

- (1)申請日 2019年5月27日(月)
- (2)認可日 2019年9月5日(木)
- (3)運賃改定実施予定日 2019年10月1日(火)
- (4)上限運賃の平均改定率 1.852%(参考:消費税率引き上げ率1.852%)

### 2. 現行・認可運賃比較表(一般路線バス)

種別	区分		現行		認可	
			IC(1円単位)	現金(10円単位)	IC(1円単位)	現金(10円単位)
普通旅客運賃	対キロ 区間制	初乗運賃	大人 175 円 子供 88 円	大人 180 円 子供 90 円	大人 178 円 子供 89 円	大人 180 円 子供 90 円
		基準運賃	32 円 30 銭			
		対キロ区間	別表の通り			
定期旅客運賃	通勤定期	普通定期	1 カ月: 現金運賃から-10 円とした往復運賃×30 回の 2 割 5 分引 $((現金運賃-10 円) \times 2) \times 30 \times (1-0.25)$		1 カ月: 現金運賃の往復×30 回の 2 割6分引 $((現金運賃 \times 2) \times 30) \times (1-0.26)$	
			3 カ月: 1 カ月の 3 倍の 5 分引き $(1 カ月定期 \times 3) \times (1-0.05)$		3 カ月: 1 カ月の 3 倍の 7 分引き $(1 カ月定期 \times 3) \times (1-0.07)$	
			別表の通り			
	通学定期	普通定期	1 カ月: 現金運賃-10 円とした往復運賃×30 回の 4 割引き $((現金運賃-10 円) \times 2) \times 30 \times (1-0.4)$		1 カ月: 現金運賃の往復×30 回の 4 割 2 分引 き $((現金運賃 \times 2) \times 30) \times (1-0.42)$	
			3 カ月: 1 カ月の 3 倍の 5 分引き $(1 カ月定期 \times 3) \times (1-0.05)$		3 カ月: 1 カ月の 3 倍の 5 分引き $(1 カ月定期 \times 3) \times (1-0.05)$	
			別表の通り			
学期定期		現金運賃-10 円を基準運賃として、4 月・ 9 月に 3 カ月+ $\alpha$ 日、1 月に 2 カ月+ $\alpha$ 日 の通学定期を発売		現金運賃を基準運賃として、4 月・9 月 に 3 カ月+ $\alpha$ 日、1 月に 2 カ月+ $\alpha$ 日 の通学定期を発売		

	特殊定期	別表の通り
	バス利用特典サービス(バステ)	バスポイント・特典/バスチケットの付与方法に変更はございません

### 3. 深夜急行バス運賃

主な区間	現行	認可
都内～西船橋駅・船橋駅・北習志野駅	1,540円	1,570円
都内～北習志野駅入口・中学校入口	1,750円	1,770円
都内～船橋日大前駅・八千代緑が丘駅・鎌ヶ谷大仏	2,060円	2,090円

### 4. バス定期券について

- (1)改定後の現金運賃額を基準とし、制度通達に基づく定期運賃の計算方により算出し、事業全体で消費税引き上げ率(1.852%)以内の改定となるよう調整しておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。
- (2)運賃改定日前日(2019年9月30日)までに購入いただきました定期券は、有効期限までそのままご利用いただけます。
- (3)運賃改定日以降に、改定日以前にご購入いただきました定期券を払い戻される際には、改定前の基準運賃を基に、規程の計算方に従い算出した額を払い戻しいたしますが、手数料につきましては改定日以降の手数料額が適用されます。

